**平成２６年（フ）第３６５号**
熊本市北区麻生田３丁目10番55号　村上貸家、前住所福岡県大牟田市大字久福木124番地35
債務者　大野　勝利
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第６７号**
山口市朝倉町７番17―１号　シャーメゾン・リヴェール205
債務者　堀田　智子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第７４号**
福岡県大川市大字諸富558番地、住民票上の住所福岡県大川市大字諸富469番地１
破産者　平田　　誠
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２５年（フ）第３２３号**
福岡県遠賀郡岡垣町中央台３丁目３番14号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡岡垣町海老津３丁目13番13号
破産者　酒匂　勝則
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第５５８号**
北九州市小倉南区下石田１丁目18番16―202号、開始決定時の住所北九州市小倉北区大手町13番13―702号
破産者　増田　敏彦
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第２３５８号**
北海道恵庭市北柏木町２丁目６番１号
破産者　櫻井　博文
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１１号**
仙台市太白区西多賀１丁目20番14号ウエストランド203、従前の住所仙台市青葉区荒巻字三居沢１番地の11
破産者　西尾　昭彦
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１８号**
仙台市若林区三百人町181番地　ライオンズマンション保春院西211、開始決定時の住所仙台市泉区上谷刈６丁目５番７号　アバンサール八乙女Ⅱ―102
破産者　新村　徹也
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１４２号**
仙台市太白区長町南１丁目16番５号
破産者　大沼　孝一
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第５１１号**
川崎市中原区新城中町15番１号　グリーンハイツ第２わたや101
破産者　千葉　則男
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第１２９号**
川崎市多摩区栗谷３丁目22番１号　生田リハイム栗谷12
破産者　小川　愼二
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１２０号**
富山県高岡市永楽町７番67号
破産者　二上　佳士
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２５年（フ）第１３３号**
富山県富山市住吉580番地14
破産者　笹倉美智代
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２５年（フ）第５６７号**
大阪市北区同心２丁目15番10―501号
破産者　池田　　功
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第７２号**
堺市西区津久野町２丁20番４号
破産者　平島　利弘
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２６８号**
堺市堺区錦綾町３丁５番２号、前住所堺市堺区甲斐町東５丁３番10号
破産者　今田　一曉
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２８７号**
堺市北区船堂町１丁10番４―101号
破産者　下山　敏博
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２００号**
神戸市東灘区青木６丁目２番７号カンタータ青木302号、従前の住所北九州市門司区黒川東２丁目４番28号　シトラスガーデン門司港A101
破産者　礒辺　純一
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部